

《1. 水防法・土砂災害防止法の改正の概要等》

- ① H27年1月に「土砂災害防止法」(H13.4施行)が改正され、土砂災害警戒区域の指定に加え、速やかな公表が義務化された。
- ② H27年9月関東・東北豪雨の洪水氾濫被害を受けて、H27年11月に「水防法」が改正され、洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の公表が義務化された。
- ③ H29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、市町村は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける等が義務化され、また、施設管理者は、避難確保計画の作成等が義務化された。
- ④ H29年6月、国土交通省は「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、緊急的に実施すべき事項のうち、概ね5年(H33年度)で取り組む事項について、緊急行動計画として取りまとめた。
 その中で、令和3年度末までに、対象となる全施設で避難確保計画の作成・避難訓練を実施することが明記された。

- ※要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)
- 社会福祉施設 : 老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等
 - 学校 : 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
 - 医療施設 : 病院、診療所、助産所等

《2. 国、県での取組》

「水防法」に基づく浸水想定区域の指定及び公表

対象河川	管理者	区分	公表日
四万十川	国	洪水予報	H28.5
中筋川	国	水位周知	H28.5
後川	国	水位周知	H28.5
仁淀川	国	洪水予報	H28.5
宇治川	国、県	水位周知	H29.10
物部川	国	洪水予報	H28.12
鏡川	県	水位周知	R1.10
国分川	県	水位周知	R1.10
松田川	県	水位周知	R2.8

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定及び公表

対象	土砂災害警戒区域数	区域指定率及び指定完了見込み
高知県	20,009箇所	100.0% : R3予定 94.1% (R3.3時点)

《3. 市町村での取組》

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
 - ・ 洪水、土砂災害ハザードマップの公表

《4. 施設管理者での取組》

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難確保計画の作成
 - ・ 避難訓練の実施

《5. 現在の避難確保計画の作成状況》

浸水想定区域内の要配慮者利用施設避難確保計画作成状況 (R2.10.31時点)

対象	対象要配慮者利用施設数	避難確保計画を作成している施設数	作成率
高知県	386	263	68%

全国 (62%)

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設避難確保計画作成状況 (R2.12.31時点)

対象	対象要配慮者利用施設数	避難確保計画作成施設数	作成率
高知県	453	301	66%

全国 (66%)

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況

令和2年12月24日公表

令和2年10月31日現在

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数
北海道	4,514	1,507
青森県	942	519
岩手県	975	810
宮城県	1,327	987
秋田県	651	505
山形県	898	657
福島県	1,062	709
茨城県	983	822
栃木県	889	611
群馬県	1,494	1,248
埼玉県	4,485	2,748
千葉県	1,232	506
東京都	4,564	2,642
神奈川県	4,218	2,687
新潟県	2,568	1,971
富山県	940	604
石川県	1,329	765
福井県	1,000	457
山梨県	850	434
長野県	2,019	1,007
岐阜県	1,694	1,183
静岡県	3,100	2,655
愛知県	5,587	3,432
三重県	1,494	917

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数
滋賀県	1,111	471
京都府	2,318	1,719
大阪府	8,479	5,730
兵庫県	2,878	1,487
奈良県	311	207
和歌山県	1,261	793
鳥取県	757	516
島根県	769	562
岡山県	3,070	1,384
広島県	2,527	2,004
山口県	897	467
徳島県	1,683	1,447
香川県	878	586
愛媛県	1,363	879
高知県	386	263
福岡県	3,470	1,640
佐賀県	560	206
長崎県	370	218
熊本県	2,538	1,900
大分県	1,524	990
宮崎県	1,720	794
鹿児島県	927	432
沖縄県	17	4
合計	88,629	55,082

土砂災害警戒区域に立地するため、土砂災害防止法に基づき
警戒避難体制の整備等を構築する必要がある要配慮者利用施設数

令和2年12月31日時点

都道府県	市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数	
		うち、土砂災害に関する避難確保計画を作成している施設数
北海道	338	90
青森県	104	74
岩手県	208	185
宮城県	177	122
秋田県	123	106
山形県	125	83
福島県	167	120
茨城県	94	89
栃木県	172	137
群馬県	166	138
埼玉県	59	38
千葉県	65	31
東京都	171	72
神奈川県	1,763	1,279
山梨県	73	40
長野県	777	424
新潟県	355	242
富山県	96	94
石川県	134	124
岐阜県	679	510
静岡県	664	494
愛知県	340	247
三重県	292	175
福井県	296	222
滋賀県	148	112
京都府	584	374
大阪府	319	193
兵庫県	920	501
奈良県	147	83
和歌山県	366	207
鳥取県	139	112
島根県	510	302
岡山県	395	182
広島県	1,954	1,590
山口県	680	467
徳島県	281	233
香川県	207	158
愛媛県	435	281
高知県	453	301
福岡県	917	505
佐賀県	175	68
長崎県	443	272
熊本県	383	339
大分県	318	143
宮崎県	366	259
鹿児島県	681	305
沖縄県	67	16
合計	18,326	12,139

部局	令和2年度までの取組(実績)	令和3年度の取組
土木部	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成等が義務化されたことを受け、水害・土砂災害への備えに関する施設管理者向けの説明会を開催。 県のHPに、避難確保計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載。 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の計画作成状況についてフォローアップを実施。(取りまとめ結果及び国HPでの公表について関係各課と情報共有) 市町村に対して、市町村地域防災計画に区域内の要配慮者利用施設の名称等の記載や情報の伝達方法を定めていただくよう依頼を行うとともに必要に応じて助言等を実施。 関係各課及び市町村に施設管理者における避難確保計画の早期作成及び訓練の実施の必要性等の周知を依頼。 	<p>これまで実施してきた下記の取組を継続するとともに、関係各課や市町村と取組状況や進捗状況の把握、共有を行いながら、緊密に連携し、区域内の全ての要配慮者利用施設での避難確保計画の作成と訓練の実施完了に向けて支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県のHPに、避難確保計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載。 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の計画作成状況について、四半期毎にフォローアップを実施。(取りまとめ結果及び国HPでの公表について関係各課と情報共有) 市町村地域防災計画に区域内の要配慮者利用施設の名称等の記載や情報の伝達方法を定めていただくよう市町村に依頼を行うとともに必要に応じて助言等を実施。 関係各課及び市町村に施設管理者における避難確保計画の早期作成及び訓練の実施についての必要性等の周知を依頼。
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月16日付け文書で、各市町村あてに地域防災計画への位置付け、要配慮者利用施設の管理者に対する計画策定の指導を依頼。(土木部と連名で発出) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対して、今年度中に行う地域防災計画の修正時に要配慮者利用施設を確実に位置付けてもらうよう各種会合などで依頼。併せて、位置づけた施設の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について、市町村からの指導も依頼。
健康政策部	<p>指定河川洪水浸水想定区域図を基に医療機関の浸水状況を把握し、河川課から提供される各市町村での対象施設の指定状況や対象施設での計画の策定、訓練の実施状況を確認した。</p> <p>また医療法の規定に基づく医療機関への立ち入り検査の際、対象施設の場合は計画作成の義務があることをお知らせした上で、計画策定の有無や未策定の場合には必要性を説明し、策定を促した。</p>	<p>今後も引き続き市町村の対象施設の指定状況等の確認や、対象医療機関への立入検査等の際に避難確保計画の作成や避難訓練の実施の必要性の周知を継続していく。</p>
子ども・福祉政策部	<p>昨年度末に市町村を通じて社会福祉施設の防災対策等について調査した際、一部の高齢者施設(高知市内の有料老人ホーム)において、防災対策マニュアルの内容が避難確保計画の水準に達していないことが判明した。</p> <p>これは、管轄する高知市において、危険区域内に該当しない施設については、避難確保計画の水準に達した防災対策マニュアルの提出を義務化していなかったが、今回の調査で危険区域の見直しにより新たに危険区域内に該当する施設となっていたことが判明したためである。</p>	<p>左欄の要件をみたまう詳細な避難確保計画の作成を高知市が指導しており、令和3年6月末には作成される見込みである。</p>
文化生活スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域防災計画へ位置付けられた私立学校に対し、市町村担当課の指導を受けて計画を策定するよう依頼。(各学校では地震・津波の避難確保計画は策定済) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き計画策定を依頼するとともに、学校訪問の際に策定状況を確認する。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設に位置付けられた県立学校に対し、避難確保計画の作成と、計画に基づく訓練及び防災教育を実施するよう促した。 (市町村立学校や私立幼稚園等については、市町村教育委員会等の所管機関に通知(H29～R2)を発出し、避難確保計画の作成を促した。) 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある県立学校に対しては、要配慮者利用施設に位置付けの有無を問わず、令和3年6月までに避難確保計画を作成するよう指導する。 併せて、計画に基づいた訓練及び防災教育が継続的に実施されるよう指導していく。 (市町村立学校等についても、引き続き計画の作成等を促していく。)